

○曾於市そお生きいき健康センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成24年 9 月25日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、曾於市そお生きいき健康センターの設置及び管理に関する条例（平成24年曾於市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第2条 そお生きいき健康センター（以下「健康センター」という。）の事務分掌は、保健課とする。

(使用許可の申請)

第3条 健康センターを使用しようとする者は、そお生きいき健康センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、トレーニング室の使用については、そお生きいき健康センタートレーニング室使用受付簿（様式第2号）によるものとする。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その使用を許可することが適当と認めたときは、そお生きいき健康センター使用許可書（様式第3号）を申請者に交付しなければならない。

2 前項の使用許可は、使用期日3日前までに受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

3 使用許可の順位は、原則として申請順によるものとするが、条例第2条第1項に規定する目的で使用する市内の個人、団体等を優先することができる。

(使用許可の変更)

第5条 健康センターの使用許可を受けている者（以下「使用者」という。）が、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、直ちにそお生きいき健康センター使用許可変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の取消し)

第6条 使用者が健康センターの使用を取り消そうとするときは、直ちにそお生きいき健康センター使用取消申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の納入)

第7条 使用者は、条例第11条第1項の使用料を会計管理者に納付しなければならない。

(使用料の返還)

第8条 条例第11条第3項ただし書の規定により、使用料の返還を受けようとする者は、その生いき健康センター使用料返還請求書（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 条例第12条に定める使用料の減免は、次のとおりとする。

（1） 全額を免除する場合

ア 市又は行政機関若しくは市内の公共的団体が主催し、若しくは共催する行事に使用するとき。

イ その他市長が特に必要と認めたとき。

（2） 半額を免除する場合

ア 市又は行政機関若しくは市内の公共的団体が、後援する行事に使用するとき。

イ その他市長が必要と認めたとき。

2 前項各号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第3条の申請書にその旨を記載して市長に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 使用許可を受けていない施設、設備等を使用しないこと。

（2） 所定の場所以外で飲食、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

（3） 施設、設備等を損傷し、又は滅失しないこと。

（4） 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をしないこと。

（5） 健康センターの器具については、使用前に取扱方法を習い、十分注意して使用すること。

（6） その他市長又は関係者が指示すること。

（販売行為等の禁止）

第11条 健康センターの建物及び敷地内において、市長の許可なく物品等の展示若しくは印刷物の掲示若しくは配布又は寄附金等の募集行為をしてはならない。

（施設、設備等の損傷届出）

第12条 使用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（使用後の点検）

第13条 使用者は、条例第15条の規定により、施設、設備等を原状に復したときは、市長又は関係者の点検を受け、これを引き継がなければならない。

(指定管理者への適用)

第14条 条例第4条第1項の規定により、指定管理者に健康センターの管理を行わせる場合における第3条から前条までの規定の適用については、第3条から第6条まで及び第8条から前条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条から第9条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条の規定中「会計管理者」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。